



2024年11月21日

芦屋市議会議長  
帰 山 和 也 様

〒650-0016 神戸市中央区橘通 [REDACTED]  
兵庫県弁護士会 会長 中 川 勘 太  
[REDACTED]

「選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書」採択に関する請願

紹介議員

たかおか 知子

川島 あゆみ

## 【請願事項】

地方自治法第99条に基づき、国に対し、別紙「選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書」を提出してください。

## 【請願の理由】

1 1996年2月、法制審議会は「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、その中の1つに「選択的夫婦別姓制度」がありました。この法制審の答申案は、当時、特に「選択的夫婦別姓制度」に関して与党の反対が強く、国会に上程されて審議されることのないまま、早や30年近くが経とうとしています。

もっとも、法制審答申案のうち、「第十 相続の効力」(嫡出子・非嫡出子の相続分を平等とする改正案)は、2013年9月4日の最高裁の違憲決定を受けて、同年12月5日に民法が改正されたことにより実現しており、ほかの改正案も、「選択的夫婦別姓制度」を除けば、実務の運用に定着したものも含めれば今日までにほぼすべてが実現しており、「選択的夫婦別姓制度」のみが、実現を見ないままに放置されているのが現状です。

2 現行法(民法第750条)によれば、結婚に際し、夫婦のいずれかが姓を変えなければなりませんが、結婚した夫婦のうち、結婚改姓をしたのが妻である割合は95%です。

そして結婚改姓について、夫婦ともそれを望まない場合、結婚により改姓をせざるを得なかつた当事者は(その多くは「妻」です。)、生来の氏名を使い続けることができないという、生来の氏名に関する人格的利益の喪失とそれによる様々な不利益を被つて、苦しんできました。加えて、その配偶者も、法律に従つた結婚をしたことにより、結婚改姓を望まない当事者が結婚改姓をせざるを得なかつたその結果に苦しんでいることに痛みを感じ続けています。

「選択的夫婦別姓制度」が実現すれば、戸籍上は「夫婦同姓」であるけれども、結婚改姓を望まなかつた妻(あるいは夫)が、現在は、通称としてしか使用することができない生来の姓を、通称ではない本名として名乗ることができることとなり、夫婦は上述の苦しみや痛みから解放されることになります。

また、現行法下では夫婦別姓とすることができないために、事実婚や海外での別姓婚をしている夫婦は、法律婚をすることも可能となります。

3 今まで、旧姓に関する通称使用の使用範囲は拡大してきましたが、最高裁の裁判官は、「旧姓の通称使用とは、実態としては婚姻した女性にダブルネームを認めるのと同じであるところ、旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかつたことになるわけではないから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではな」い、そもそも

「旧姓の通称使用の拡大は、夫婦同氏制による氏の変更後の戸籍に記載されている氏名が、社会での使用に耐えない場合があること」「夫婦同氏制による氏ではなく、生来の氏による氏名を使用しなければ、その個人が、氏を変更せずに婚姻した者であれば決して置かれることのない不合理で理不尽な状況におかれ得ることについての社会における認知の拡大を意味している点は極めて重要である。」と意見しています（最高裁2021年6月23日決定宇賀克也、宮崎裕子両裁判官の意見）。

この点、研究者・学者の世界では海外では通称が通用しないことや旧姓下の論文等の業績がカウントされないこと等業績における致命的な課題があることは指摘されて久しいところですし、また、経済活動上も、通称使用にはダブルネームによる弊害や課題が多いことは、今年6月、経団連が詳細な資料を付けて、政府に対し、夫・妻各々が、希望すれば、生来の姓を戸籍上の姓として名乗り続けることができる制度の早期実現を求めたことに示されているところです（「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」2024年6月18日一般社団法人日本経済団体連合会）。

#### 4 「夫婦同姓」のみしか選択肢がない国は、現在日本だけとなっています。

女性差別撤廃委員会からは、日本政府に対し、2003年、2009年、2016年、そして今年10月の4回にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備が勧告される、という不名誉な現状も見過ごせません。

最高裁は今日まで2度にわたり民法750条を合憲としましたが、これは「選択的夫婦別姓制度」の導入を否定したものではなく、夫婦の姓について、国会で論じられ判断されることであるとして、国会での議論を促したものです。法律論としては、民法第750条は、憲法第13条、第14条、第24条に適合するとは言いがたいところです。

#### 5 以上の理由から、「夫婦同姓」を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、「夫婦別姓」も選択できるよう、「選択的夫婦別姓制度」を速やかに導入すべきと考えます。

# 選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書

2024年 月 日

衆議院議長、参議院議長、  
内閣総理大臣、総務大臣、  
法務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）、  
内閣官房長官、各宛て

芦屋市議会議長

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約・自由権規約に反するものであるから、速やかに是正すべきである。

旧姓の通称使用を拡大しても、旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではないから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではない。また、むしろダブルネーム使用による弊害や課題が多いことは、経済団体が選択的夫婦別姓制度の早期実現を政府に要望した際に指摘していることからも明らかである。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはない。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が婚姻後も生来の姓を名乗り続けることができる制度を認めるものであり、結婚により同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではない。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものである。

よって、国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。